

平成 31 年度

入学者選抜募集要項 (一般選抜)



松江北高等学校が求める生徒像

1. 自他の人権を尊重し、豊かな人間関係をつくろうとする生徒
2. 自ら学ぶ自学の意欲を持ち、自らの能力を高め実行しようとする生徒
3. 学習活動、体験活動、部活動等を通じて、自らの目標に向かって全力で努力する生徒
4. グローバル化を視野に入れ、地域社会・日本社会・国際社会で活躍することを目指す生徒

入学定員

普通科〔240名〕(6学級) 男女共学
理数科〔40名〕(1学級) 男女共学

島根県立松江北高等学校

平成31年度一般入学者選抜募集要項 (一般選抜)

I 募集定員

入学定員の普通科240名、理数科40名から、別を実施する「スポーツ推進指定校推薦入学（スポーツ特別選抜）」の合格内定者数を除いた数を一般選抜の募集定員とする。

II 出願資格

島根県公立高等学校入学者選抜に応募することのできる者は、次の1～3のいずれかに該当する者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- 2 平成31年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- 3 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

III 出願の基本的事項

1 保護者の居住地による選抜の制限

(1) 保護者が県内に居住する場合

ア 普通科については、保護者の居住地によって、【別表】に示すとおり選抜に制限がある。理数科については制限はない。保護者の居住地は、以下の3つに分かれる。

- (ア) 松江市立第一中学校区・松江市立第三中学校区・松江市立湖北中学校区・松江市立鹿島中学校区を【地域内・通学区内】とする。
- (イ) 上記の中学校区以外の松江市を【地域内・通学区外】とする。
- (ウ) 松江市以外の島根県内を【地域外】とする。

【別表】 ※別表に示す制限は、スポーツ特別選抜には適用されない。

志望学科	保護者の居住地		選抜に関する制限
普通科	地域内	通学区内	・松江市立第一中学校区 ・松江市立第三中学校区 ・松江市立湖北中学校区 ・松江市立鹿島中学校区 特になし
		通学区外	・上記以外の松江市内 合格者は普通科の入学定員の20% (48名) 以内
	地域外	・松江市以外の島根県内 合格者は普通科の入学定員の10% (24名) 以内	
理数科	島根県内		特になし

イ 保護者の居住地が地域（通学区）外であっても、一家転住等の正当と認められる特別な理由があり、中学校長を経由した以下の手続きによりその許可を受けた場合、地域（通学区）内からの出願としての扱いを受けることができる。

(ア) 【地域内・通学区外】であるが、【地域内・通学区内】の扱いを受ける場合

転居等に係る地域（通学区）認定願（様式第6号）を、平成31年1月21日(月)～1月25日(金)の17時まで（必着）に本校校長に提出すること。ただし、持込の場合、土・日曜日は受け付けない。

(イ)【地域外】であるが、【地域内・通学区内】又は、【地域内・通学区外】の扱いを受ける場合
転居等に係る地域（通学区）認定願（様式第6号）を、平成31年1月21日（月）～1月25日（金）
の17時まで（必着）に居住予定地の通学区内にある全日制課程普通科を設置する県立高等学校長
に提出すること。ただし、持込の場合、土・日曜日は受け付けない。

なお、出願において、本校が【地域内・通学区外】となる場合には、転居等に係る地域（通学区）認定願（様式第6号）の写しを出願書類に添えて提出すること。

(ウ) 志願者本人が県内の他の地域に居住し、地域（通学区）内に居住する保護者と同居を予定している場合

あらかじめ転居等に係る地域（通学区）認定願（様式第6号）を提出して許可を受けること。
提出先や提出期間、許可を受けた場合の扱いは、上記(ア)又は(イ)と同様とする。

(エ) 県外の中学校等を卒業する場合

出願手続きの際に、**鳥根県公立高等学校入学志願承認願（様式第8号）**を入学願書に添えて、提出すること。

なお、様式第6号により許可を得た者は、一般選抜、志願変更、及び第2次募集（P8～9）における出願のいずれにおいても、本校の普通科を志望した場合には、地域内又は通学区内の扱いを受ける。

(2) 保護者が県外に居住する場合

ア 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる特別な理由がある場合、又は県内に居住している確かな身元引受人（原則として、志願者の親族である祖父母、おじ、おば等）のある場合には出願することができる。いずれの場合も出願手続きの際に、**鳥根県公立高等学校入学志願承認願（様式第8号）**を入学願書に添えて、卒業又は卒業見込みの中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は前期課程を修了又は終了見込みの中等教育学校（以下「出身中学校等」という）の校長を経由して本校校長に提出すること。この許可を受けた場合、普通科の志願者については、その保護者又は身元引受人の居住地に応じて、【地域内・通学区内】、【地域内・通学区外】、【地域外】のいずれかの扱いを受けることになる。

イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合として出願した者は、入学定員内で、原則として4名以内において合格者を決定する。

2 複数学科等への出願

志願者は同時に2以上の県立学校に出願することはできない。ただし、本校の普通科、理数科の2学科については、第1志望、第2志望の順位をつけて出願することができる。

IV 出願手続

次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に提出すること。

1 出願期間 平成31年1月31日（木）～2月5日（火）12時まで

持込の場合：1月31日（木）、2月1日（金）、2月4日（月）は9時から17時まで

2月5日（火）は9時から12時まで

郵送の場合：2月5日（火）12時以降に届いたものについては、2月1日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

2 提出書類

ア 入学志願者は出願にあたり、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に本校校長に提出すること。

(ア) 志願者全員必要なもの

①入学願書 (白色)	・本校所定の願書に記入例(P11、12)に従って、黒又は青のペンで記入すること。 ・裏面に選択科目・入舎希望調査があるので記入すること。 ・願書は折り曲げたり、切り離したりしないこと。
②写真	・たて4cm×横3cm(6か月以内に撮影したもの)を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。 ・写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。
③受検料	・学力検査料1,400円、入学検定料800円、合計2,200円の島根県収入証紙を入学願書の所定の欄にはりつけること。ただし、消印をしてはならない。

(イ) 該当者のみ必要なもの

④転居等に係る地域(通学区)認定願(様式第6号)の写し	正当と認められる特別な理由があるとして【地域外】から普通科を志願する者で、【地域内・通学区外】から出願する場合
⑤地域(通学区)内居住確認届(様式第7号)	普通科を志願する者で、保護者の居住地は地域(通学区)内であるが、特別な事情により、保護者の居住地がある地域(通学区)外の中学校(国立・私立を除く)を卒業(又は卒業見込み)の場合
⑥島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)	保護者が県外に居住する場合又は、出身中学校等が県外の場合
⑦自己申告書(様式第14号)	いずれかの学年で、欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、提出することができる。

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類を添えて、所定の出願期間中に本校校長に提出すること。

(ア) 個人調査報告書(様式第2号)

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表(様式第3号)

教育指導課長あてにも1部提出すること。

(ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿(様式第15号)(一般選抜用)

(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ(暗号化され、CD-Rに保存したもの)

県外出身中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

V 出願状況の発表

出願者の状況を、平成31年2月6日(水)14時に、県教育委員会のホームページで発表する。

また、以下のVIにより変更となった後の出願者の状況を、平成31年2月22日(金)10時に、県教育委員会の同ホームページで発表する。

VI 志願変更

上記IVにより出願した者が希望する場合には、1回に限り、他の学科又は他の学校の課程、学科（部）に志願変更することができる。ただし、第1志望が変わらない変更は認めない。

1 志願変更手続き

(1) 出願先高等学校への手続き

志願変更を希望する者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に出願先の高等学校長に提出し、入学志願変更証明書の交付を受けること。

提出期間 平成31年2月13日(水)～2月15日(金) 3日間とも9時から17時まで
持込による提出のみとし、郵送による提出は認めない。

提出書類

- (ア) 入学志願変更届（様式第10号）・入学志願変更証明書（様式第10号－2）
- (イ) 志願変更先高等学校の入学願書（志望変更先の高等学校で作成された様式）

(2) 志願変更先高等学校への手続き

ア 入学志願変更証明書を交付された者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に志願変更先の高等学校に提出すること。

提出期間 平成31年2月18日(月)から2月19日(火)17時まで

持込の場合：2月18日(月)、2月19日(火)の9時から17時まで

郵送の場合：簡易書留速達に限り受け付ける。なお2月19日(月)17時以降に届いたものは、2月18日(月)までの消印があるものに限り受け付ける。

提出書類

- (ア) 出願先高等学校長から交付された入学志願変更証明書
- (イ) 志願変更先高等学校の入学願書（出願先高等学校で収入済みの収納印を受けたもの）
- (ウ) その他、志願変更先高等学校の出願に必要なもの
（様式第6号写し、7、8号、自己申告書等）

志願変更で本校に出願する場合には、IVの出願手続きに準ずるものとする。

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類を添えて、所定の出願期間中に志願変更先の高等学校長へ提出すること。

(ア) 個人調査報告書（様式第2号）

(イ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第15号）（志願変更用）（志願変更により新たに出願する者のみ記載し、提出すること）

(ウ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）（当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出）

(エ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）

県外出身中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

ウ その他

(ア) 受検料を再度納付する必要はない。ただし、松江市立女子高等学校との間で志願変更手続きをする場合の受検料の納付については、別途定める。

(イ) 所定の期間内に転居等に係る地域（通学区）認定願（様式第6号）を提出していなかった者が、志願変更によりこの認定願を新たに提出することはできない。

(ウ) 一旦入学志願変更届を提出した者は、志願変更を取りやめることはできない。また、所定の期間内に志望変更手続きを完了しなかった者は、一般選抜を辞退したものとみなす。

(エ) 県外出身者の出願、自己申告書の提出については、Ⅲの1の(2)及びⅣの2のアに準ずる。

2 志願変更に係る特別措置

(1) 対象者

隠岐郡から本校に出願していた者が志願変更を希望する場合には、以下の(2)~(5)により、志願変更をすることができる。

(2) 受付期間等 郵送による提出とし、平成31年2月14日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。また、簡易書留速達に限る。

(3) 出願先高等学校への手続き

志願変更に係る特別措置を希望する者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に出願先の高等学校長に提出すること。

提出書類

(ア) 志願変更に係る特別措置願(様式第11号)

2部作成し、1部を出願先高等学校長へ提出する。

(イ) 入学志願変更届(様式第10号)・入学志願変更証明書(様式第10号-2)

(ウ) 志願変更先高等学校の入学願書(志願変更先の高等学校で作成された様式)

(エ) 出願先高等学校から志願変更先高等学校への書類送付用封筒(角形2号)

送付先(志願変更先高等学校長)をあらかじめ記入しておくこと。送り主は記載しない。

簡易書留速達で送付するのに必要な切手(730円分)を貼っておくこと

封筒の表に「入学者選抜関係書類等在中(志願変更に係る特別措置)」と朱書すること。

(4) 志願変更先高等学校への手続き

ア 次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に志願変更先の高等学校長に提出すること。

提出書類

(ア) 志願変更に係る特別措置願(様式第11号)

2部作成し、1部を志願変更先高等学校長へ提出すること。

(イ) その他、志願変更先高等学校の出願に必要なもの

(様式第6号写し、7、8号、自己申告書等)

志願変更で本校に出願する場合には、Ⅵの1の手続きに準ずるものとする。

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類を添えて、所定の出願期間中に志願変更先の高等学校長へ提出すること。

(ア) 個人調査報告書(様式第2号)

(イ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿(様式第15号)(志願変更用)(志願変更により新たに出願する者のみ記載し、提出すること)

(ウ) 学習成績・特別活動の記録等概要表(様式第3号)(当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出)

(エ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ(暗号化され、CD-Rに保存したもの)

県外出身中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

ウ その他

県外出身者の出願、自己申告書の提出については、Ⅲの1の(2)及びⅣの2のアに準ずる。

ここに記載されていない事項については、Ⅵの1に準ずる。

VII 辞退届の提出

出願した後、何らかの事由で受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長は志願変更受付期間終了後すみやかに本校校長に**公立高等学校入学者選抜受検辞退届（様式第13号）**を提出すること。志願変更をした者が受検を辞退した場合には、志願変更先の高等学校長へ公立高等学校入学者選抜受検辞退届を提出すること。ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、一部の学科のみを辞退することはできない。

VIII 学力検査

1 学力検査実施期日・教科・時間

実施日 平成31年3月6日(水)

受 付	諸注意・入場	国 語	数 学
8:30～8:50	8:50～9:15	9:20～10:10	10:30～11:20
社 会	昼 食	英 語	理 科
11:40～12:30		13:20～14:10	14:30～15:20

学力検査の配点は各教科50点満点の合計250点とする。

学力検査当日に欠席する場合は、出身中学校等の校長を経由して、当日の8時50分までに届け出ること。

2 検査場 松江北高校

ただし、隠岐郡からの志願者に限り、特別措置として隠岐郡内の最寄りの検査場で受検することができる。

IX 入学者の選抜と合格発表

1 高等学校教育を受けるに足る能力・適性等を判断するために入学者の選抜を行う。選抜は、出身中学校等の校長から提出された個人調査報告書、学力検査の成績等に基づいて、以下の点を重視して行う。

- (1) 本校における学業に十分対応できる学力を有しているか
- (2) 部活動・生徒会活動等の諸活動に積極的に取り組んでいるか

2 合格発表 日時 平成31年3月13日(水) 10時

発表は、本校生徒昇降口前で行い、同時に出身中学校等の校長を通じて本人に通知する。

可否に関する電話での問い合わせには応じない。

また、本校ホームページでも3月13日(水) 10時30分から17時まで合格発表を掲載する。

(松江北高校ホームページURL <http://www.matsuekita.ed.jp/>)

＜注意事項＞

- 1 いったん受理した入学願書や入学志願変更届等は返還しない。
- 2 本校以外の学校を併願する者、又は就職を希望する者で、入学又は就職を決定した者は、なるべく速やかに申し出ること。その決定が3月6日(水)以前のときは学力検査を受検しないこと。
- 3 一般選抜による合格者は、「入学の手引き」にある入学意思通知書により、**3月20日(水)17時まで**に入学の意思を必ず申し出ること。ただし、遠隔地の者は、入学意思を**3月20日(水)17時まで**に出身中学校等の校長を経由して電話で通知し、入学意思通知書を送付するか、新入生事前指導日に持参すること。
- 4 **新入生事前指導を3月27日(水)に行う**。これは、入学式に先立ち、学校説明と教材販売などを行うものなので、**合格者本人と保護者で参加**すること。詳細は合格通知書とともに配付する。
- 5 寄宿舍への入舎の可否については、合格発表後、合格通知書の交付とともに通知する。
- 6 受検者は「学力検査の得点」について、口頭による開示請求を行うことができる。その際には**受検票が必要**である。開示の期間は平成31年4月1日(月)から4月30日(火)までの平日の9時から17時までとする。

＜備考＞

- 1 入学選抜に係る文書を郵送により送付、提出する場合は**簡易書留速達に限る**。また、書類の宛名はすべて〒690-0872 松江市奥谷町164番地 島根県立松江北高等学校長 小山 理久 とし、封筒の表面には「**入学者選抜関係書類在中**」と朱書すること。
- 2 本要項に記載の各様式は島根県教育委員会のホームページよりダウンロードが可能である。
http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/senbatsu/senbatsu_info/
- 3 入学に関する照会は、松江北高等学校 総務部 にすること。
電話 (0852) 21-4888 (代表) F A X (0852) 21-4977

平成31年度第2次募集入学者選抜募集要項

平成31年度入学者選抜合格発表後において、欠員が生じたときは、次により第2次募集を行う。

I 募集人員

平成31年3月13日(水)の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で、欠員が生じたときは、各学科の欠員数を募集人員とする。ただし、P1に示した【地域外】、【地域内・通学区外】の募集定員は、それぞれの制限を超えないこととする。

II 出願資格

P1のIIに定めた出願資格を持つ者のうち、**一般選抜学力検査を受検している者**で、以下のア又はイに該当する者を除く者とする。

ア 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

イ 平成31年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続きをした者

ただし、平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において出願した学校(志願変更した場合には、志願変更後の学校)に再度出願することはできない。

III 出願手続

1 出願期間 平成31年3月14日(木)から3月18日(月)12時まで

持込の場合：3月14日(木)、3月15日(金)は9時から17時まで

3月18日(金)は9時から12時まで

郵送の場合：**簡易書留速達**に限り受け付ける。なお、3月18日(月)12時以降に届いたものについては、3月15日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

2 提出書類

ア 入学志願者は出願にあたり、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に本校校長に提出すること。

(ア) 志願者全員必要なもの

①入学願書 (青色)	<ul style="list-style-type: none">・本校所定の願書に記入例(P11、12)を参考に、黒又は青のペンで記入すること。・一般選抜受検校の欄は、一般選抜の際に提出した願書と同じ様式で記入すること。また、第2、第3、第4志望に出願していない場合は空欄とせず、それぞれ斜線(右下がり)を記すこと。・裏面に選択科目・入舎希望調査があるので記入すること。・願書は折り曲げたり、切り離したりしないこと。
②写真	<ul style="list-style-type: none">・たて4cm×横3cm(6か月以内に撮影したもの)を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。・写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。
③受検料	<ul style="list-style-type: none">・入学検定料800円の島根県収入証紙を入学願書の所定の欄にはりつけること。ただし、消印をしてはならない。・一般選抜の際に交付された学力検査料納付済証明書を、入学願書の裏面の所定の欄にはりつけること。

(イ) 該当者のみ必要なもの

④転居等に係る地域（通学区）認定願（様式第6号）の写し	【地域外】から普通科を志願する者で、正当と認められる特別な理由があるとして、【地域内・通学区外】から出願する場合
⑤地域（通学区）内居住確認届（様式第7号）	普通科を志願する者で、保護者の居住地は地域（通学区）内であるが、特別な理由により、保護者の居住地がある地域（通学区）外の中学校（国立・私立を除く）を卒業（又は卒業見込み）の場合
⑥島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第8号）	保護者が県外に居住する場合又は、出身中学校等が県外の場合
⑦自己申告書（様式第14号）	いずれかの学年で、欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校を卒業している場合に、提出することができる。

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類を添えて、所定の出願期間中に本校校長に提出すること。

(ア) 個人調査報告書（様式第2号）

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）

(ウ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第15号）（第2次募集用）

(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）

県外出身中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

IV 入学者の選抜と合格発表

1 選抜は、出身中学校等の校長から提出された個人調査報告書、学力検査の成績等に基づいて、以下の点を重視して行う。志願者の招集は行わない。

(1) 本校における学業に十分対応できる学力を有しているか

(2) 部活動・生徒会活動等の諸活動に積極的に取り組んでいるか

2 合格発表 日時 平成31年3月22日(金) 15時

発表は、本校生徒昇降口前で行い、同時に出身中学校等の校長を経て本人に通知する。

可否に関する電話での問い合わせには応じない。また、本校のホームページへの掲載は行わない。

<注意事項>

1 いったん受理した入学願書は返還しない。

2 2次募集による合格者は、「入学の手引き」にある入学意思通知書により、3月25日(月)12時までに入学の意思を必ず申し出ること。ただし、遠隔地の者は、入学意思を3月25日(月)12時までに出身中学校等の校長を経由して電話で通知し、入学意思通知書を送付するか、新入生事前指導日に持参すること。

3 新入生事前指導を3月27日(水)に行う。これは、入学式に先立ち、学校説明と教材販売などを行うものなので、合格者本人と保護者で参加すること。詳細は合格通知書とともに配付する。

4 寄宿舍への入舎の可否については、合格発表後、合格通知書の交付とともに通知する。

5 受検者は「学力検査の得点」について、口頭による開示請求を行うことができる。その際には受検票が必要である。開示の期間は平成31年4月1日(月)から4月30日(火)までの平日の9時から17時までとする得点の開示は、一般選抜における志願先の公立高等学校に請求すること。

<備考>

1 入学選抜に係る文書を郵送により送付、提出する場合は簡易書留速達に限る。また、書類の宛名はすべて〒690-0872 松江市奥谷町164番地 島根県立松江北高等学校長 小山 理久 とし、封筒の表面には「入学者選抜関係書類在中」と朱書すること。

2 本要項に記載の各様式は島根県教育委員会のホームページよりダウンロードが可能である。

http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/senbatsu/senbatsu_info/

3 入学に関する照会は、松江北高等学校 総務部 にすること。

電話 (0852) 21-4888 (代表) FAX (0852) 21-4977

学校案内（平成30年度の場合）

◎諸会費

- 1 入学料（入学式提出の「誓約書」に「島根県収入証紙」を貼付して納付となります。）
5,650円

- 2 学校徴収金及び諸会費

学級費（遠足等の学校行事や模擬試験、副教材の費用）、生徒会費、PTA会費、進路指導費、クラブ振興費など

科	学年	年間納付総額	説 明
普通科	1 学年	115,220円	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月26日に口座から引き落とさせていただきます。 ・月により、納付金額が異なります。 ・年額及び月ごとの納付額は、入学後お知らせします。
	2 学年	107,920円	
	3 学年	145,420円	
理数科	1 学年	147,000円	
	2 学年	137,350円	
	3 学年	145,420円	

- 3 その他

品 目	購入総額	説 明
教 科 書	約10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生事前指導の日に購入となります。 ・普通科、理数科、選択科目によって金額は若干変わります。
副 教 材	約20,000円	
体 育 用 品	約23,000円	

※学用品として他にも購入していただくものがございます。

◎部活動

- 体育部 …… バスケットボール、バレーボール、バドミントン、新体操、体操、卓球、野球、サッカー、陸上競技、ボート、弓道、剣道、柔道、テニス、ソフトテニス、水泳、登山
- 文化部 …… コミュニケーション、演劇、合唱、自然科学、華道、箏曲、茶道、JRC、写真、生活科学、書道、新聞、美術、文芸、放送、吹奏楽、百人一首かるた、将棋・囲碁、パソコンサイエンス、弦楽

◎寄宿舎について

- 1 寄宿舎の概要

所在地	松江市外中原町41番地（学校から2km南西）
施設	1階男子寮、2階女子寮
定員	男子12名、女子12名（男女とも1・2年生合計の定員数です）
入舎条件	通学困難な1、2年生（詳しくはお問い合わせください）
入舎期間	1、2年生の間
費用	入舎費：20,000円 舎費：月額39,000円 ※朝食・夕食の2食を含む

- 2 寄宿舎への入舎を希望する者は、入学願書の裏面の「入舎希望調査」欄に記入してください。

入舎の可否は、合格通知の交付とともに通知いたします。なお、入舎希望を取り下げる場合はできるだけ速やかに本校へご連絡ください。

- 3 下宿については、斡旋はできませんが、ご紹介いたしますので本校へお問い合わせください。

願書記入上の注意

- ・ 黒又は青のペンで記入する。(ボールペン可)
- ・ 願書は折り曲げたり、切り離したりしない。
- ・ 記入例の①～②の事項について、特に注意する。

表面

②第2志望学科が無い場合は、斜線(右下がり)を記す
第2志望科

④氏名は住民票に記された正式な漢字で記す
(高、國、富、など)

⑤各種調査報告書に用いる文字が異なる場合は記入する。異なる文字を用いていない場合は斜線(右下がり)を記す
入力用文字

⑥併記してある事項は該当文字を○で囲む

①※印の欄は、記入しない

(島根県収入証紙をはりつけるところ)

③普通科を志望する人は、該当する地域・通学区に○をする

平成31年度	入学願書	※ 受付番号	第1志望	第2志望	地域・通学区
			島根県立松江北高等学校		1. 地域内で通学区内 2. 地域内で通学区外 3. 地域外
志望校 ふりがな	島根県立松江北高等学校		理数科	普通科	
氏名	まつえ よしこ	生 年 月 日	昭和〇〇年〇月〇日	性別	女
氏名	松江 吉子	生 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日	番 号	
入力用文字	松江 吉子			番 号	
現住所	島根 郡府 松江 赤山 町 1234	丁目	1234	卒業(卒業見込)	
学 歴	松江市立〇〇 中学校	平成〇〇年 3 月			
保 護 者	松江 北男				
氏 名	島根 郡府 松江 赤山 町 1234	丁目	1234	番 号	
理 所	島根 郡府 松江 赤山 町 1234	丁目	1234	番 号	

私は出願資格を満たしており、貴校に入学したいので、受験料を添え、保護者と連名で出願します。
平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

志 願 者 氏 名 松江 吉子
保 護 者 氏 名 松江 北男

島根県立松江北高等学校長 様

⑦隠岐郡から志願する場合は、隠岐郡内の最寄りの学力検査場名を朱書きする

受 検 票

受 検 者 名	松江 吉子	性 別	女
在 学 又 は 出 身 中 学 校 名	松江市立〇〇中学校		
※ 検 査 場 名			
※ 受 検 番 号			
志 願 学 校 名	島根県立松江北高等学校		

(この受検票は、受検中、必ず所持しなければならない。)

受検者顔写真
(4 × 3 cm)
無帽・無背景・正面
6か月以内・撮影したものに限る
裏面に出身中学校名、氏名を記入のこと

学力検査料納付済証明書

在 学 又 は 出 身 中 学 校 名	松江市立〇〇中学校
志 願 者 氏 名	松江 吉子
現 住 所	島根 郡府 松江 赤山 町 1234

学力検査料1,400円は納付済みであることを証明します。

取 納 印

(注) 学力検査料納付済証明書は、一般選抜に出願した者が、第2次募集に出願する場合に必要となるので、大切に保管しておくこと。
この証明書は原則として再交付しない。

裏面

○入学願書記入上の注意

- 1 黒又は青のペンで記入すること。(ボールペンも可)
- 2 第2志望学科がない場合は、空欄とせず、斜線を記すこと。
- 3 文字はすべて楷書ではつきり書くこと。特に氏名の漢字は、戸籍に記された字で書くこと。志願者の氏名にある文字と入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字のみを「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。
- 4 ※印は押印・記入しない。ただし、検査場について特別措置を願う者は、受検票の検査場名を朱書すること。
- 5 併記してある事項は、該当文字を○で囲むこと。
- 6 願書は折らないこと。
- 7 出願時には入学願書と受検票、学力検査料納付済証明書を切り離さないこと。
- 8 受検時には、受検票と学力検査料納付済証明書を切り離し受検票を持参すること。
- 9 写真裏面にのり又はは面テープ等をはり、はがれないように注意すること。

○学力検査の日程

時間	3月6日(水)
8:30～8:50	受付
8:50～9:15	諸注意・入場
9:20～10:10	国語
10:30～11:20	数学
11:40～12:30	社会
	昼食
13:20～14:10	英語
14:30～15:20	理科

○鳥根県収入証紙のほうり方について

- 1 志願者は、受検料2000円分の収入証紙をはる。(志願変更により提出する場合は不要)
- 2 収入証紙の枚数が多く、表面だけにはれない場合は裏面にはってよい。

推薦選抜等へ出願した者が、一般選抜に出願する際は、この欄に推薦選抜等受検校から交付された学力検査料納付済証明書をはりつけること。

⑧入学後、第1学年で芸術の3科目（音楽、美術、書道）のうち1科目を選択することになるので、芸術選択科目の欄に、志望順位を1、2、3の数字で、必ず第3希望まで記入する。特に、将来、芸術を大学等で専攻する予定の者は志望順位「1」の数字を○で囲む。

⑨入舎希望欄は、寄宿舎への入社希望の有無を調べるものである。該当するものを○で囲む。

選択科目・入舎希望の調査

受付番号※	受検者氏名	性別
	松江 吉子	女
出身中学校	松江市立○○中学校	
芸術選択科目	音楽	書道
	3	2
入舎希望	有	無

○記入上の注意

- 1 芸術選択科目欄は志望順位を1、2、3のように記入する。必ず第3希望まで記入すること。特に、将来、芸術を大学等で専攻する予定の者は志望順位1の数字を○で囲むこと。
- 2 入舎希望欄は、寄宿舎へ入舎の有無を調べるものである。該当するものを○で囲むこと。